



天皇、皇后両陛下をお迎えして

新緑の五月に全国植樹祭

矢板市

「うえる緑のびる緑 まもる緑」を大会テーマにした第三十三回全国植樹祭が、天皇、皇后両陛下をお迎えして今春五月に開催されます。

日程は二日間、一日目の五月二十二日には県林業センターでお手まき行事、二日目の二十三日には県民の森で植樹行事が行われます。

昭和二十五年から毎年開催されており、国民体育大会と並ぶ国民的行事となっています。

国民の森林に対する愛情を培うと同時に、国土保全、森林資源の確保および環境緑化の推進等を目的としており、本県で開催されることは、これを契機に県民が緑を造り、育て、守るという情熱を燃やし、永続的な緑化運動を展開するための大きな原動力となる意義深いものがあります。

お手まき行事

お手まき行事は、昭和五十七年五月二十二日、宇都宮市下小池の県林業センターで行われます。

参加者は、中央、地方の招待者八百人、協力者等二百人の一千人。このお手まき行事で、天皇陛下がスギとトチノ木の種子を、皇后陛下がヒノキとトチノキの種子をお手まきになります。

植樹行事

植樹行事は、昭和五十七年五月二十三日、矢板市長井の県民の森で行われます。

参加者は、中央、地方招待者一万二千人、協力者等三千人の一万五千人。この植樹行事では、天皇陛下がスギ二本、トチノキ一本を、皇后陛下がヒノキ二本、トチノキ一本をお植えになります。

「日光市水田利用再編対策推進協議会」で、割当面積の了承を得、農家の方々に内示したところ。いつそう厳しい状況のなかにある

三地区の民生委員決まる

植木善見、野沢光枝、柴田武雄の三氏

匠町、稲荷町二丁目、宮小来川の三地区の民生委員・児童委員が決まり、一月二十九日、厚生大臣と県知事から任命され、委嘱状が

伝達されました。匠町は植木善見氏（前委員故植木豪順氏、稲荷町二丁目は野沢光枝氏（前委員神山久夫氏、宮小来川は柴田武雄氏（前委員佐藤佐吉

氏）の三氏で、任期は、昭和五十八年十一月三十日までです。

民生・児童委員は、社会福祉行政推進のため、地域の福祉活動、要援護対策、老人、母子、児童、身体障害者福祉など広範囲にわたる重要な役割を担っています。

このようなことでお困りのときは、お気軽にご相談ください。

転作目標28.9ヘクタール

割当面積を農家に配分

＝57年度水田利用再編対策＝

昨年日光市では、農家の方々の協力によって、割当面積二十八ヘクタールを上回る三十五ヘクタールの転作を達成することができました。達成率は百二十一％で、これは、転作を実施した四十九市町村のうち、五番目に高い達成率になっています。

水田利用再編第二期対策の二年目にあたる昭和五十七年度は、栃木県に二万四千八百十ヘクタールが割当てられました。

県ではこれをもとに、各市町村への配分面積を決め、日光市へは五十六年度と同じ二十八・九ヘクタールが指示されました。

これに伴い、市では割当面積の完全実施のため、農家別の配分作業を行い、去る二月十日に開いた

日光廟の監理を主要任務とし、老中に属し、定員二名、各役高二千石、役料五百表、一名宛交代で日光に在勤した。任務の内容は、日光廟の警備、宮儀、祭祀一切のことを管し、日光領の行政をとり行い、訴訟を裁判するにあつた。

明治元年（一八六八）閏四月官軍進撃の際は、日光奉行以下戦火を避けるために最も善処するところがあつたが、五月、奉行新庄右近将監は日光を去り、日光領は、官軍の軍政下に置かれた。同年八月日光領は悉く明治政府の真岡県管下に属することとなり、九月、知県事鍋島道太郎（幹）は日光奉行所を収めて、知県事出張役所とした。ついで翌二年（一八六九）二月、真岡県を廃して日光県が置かれるに及んで、その庁舎に充てられたが、四年（一八七二）十一月、廃県とともに建物を取り崩したので、旧幕時代の遺構を失うに至つたものである。

昭和三十五年八月指定日光市指定の文化財より抜粋

日光市文化財の第一号に指定された「日光奉行所跡」は、古河電気工業株式会社日光電気精銅所が所有している。管理も同社が行っている。所在地は、日光市安川町一〇。